

財務(支)局長 殿

登録番号 財務(支)局長 第 号
 届出受理番号 財務(支)局長 第 号
 (郵便番号 ー)

住 所

電話番号() ー

商 号

代表者の

氏 名

未達債務の額等に関する報告書

(記載上の注意)

1. 法第38条第1項の登録申請書(特定信託会社にあつては、法第37条の2第3項の規定による届出書)又は法第41条第4項(法第37条の2第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。
2. 法第37条の登録を受けている場合にあつては「登録番号」を記載し、法第37条の2第3項の規定による届出を行った場合にあつては「届出受理番号」を記載すること。

1. 未達債務の額等の概要

報 告 日	年 月 日
報告対象期間	年 月 日から 年 月 日まで
報告基準日における未達債務の額	(第1種) 円
	(第2種) 円
	(第3種) 円
	(①) 円
	(②) 円
	(特定資金移動業) (合 計) 円 (合計から第3種①を除いた額) 円
報告基準日における未達債務の額に係る履行保証金の額	(第 種) 円 (特定資金移動業) 円 (合 計) 円
報告基準日における第三種資金移動業に係る預貯金の額	円

(記載上の注意)

1. 「第1種」、「第2種」及び「第3種」とは、それぞれ第一種資金移動業、第二種資金移動業及び第三種資金移動業をいう(以下この様式において同じ。)
2. 「未達債務の額」は、資金移動業(特定資金移動業を除く。以下この様式において同じ。)の種別ごとに、利用者(国内にある利用者に対して負担する債務の額と国外にある利用者に対して負担する債務の額とを区分することができる場合は、国内の利用者に限る。)に対して負担する債務の額について記載し、特定資金移動業を営む場合は、「未達債務の額」を「特定信託受益権の履行等金額の合計額」と読み替えて記載すること。また、法第45条の2第1項の規定の適用を受けている場合には、第三種資金移動業に係る未達債務の額の内訳として、①は当該第三種資金移動業に係る未達債務の額に預貯金等管理割合(同条第1項に規定する預貯金等管理割合をいう。以下この様式において同じ。)を乗じて得た額を、②は当該第三種資金移動業に係る未達債務の額から①の算定額を控除した額を、それぞれ記載すること。なお、外貨建てで債務を負担する場合には、当該債務の額を本邦通貨に換算した上で記載すること(本邦通貨への換算に用いた標準については括弧書にて記載すること。)
3. 「報告基準日における未達債務の額」は、括弧書の記載に応じて、報告対象期間の末日における未達債務の額を記載すること。当該末日が営業日ではないときは、当該期間の最終の営業日における未達債務の額を記載すること。
4. 「報告基準日における未達債務の額に係る履行保証金の額」は、括弧書の記載に応じて、現に供託している履行保証金の額、履行保証金保全契約において供託されることとなっている金額、履行保証人債務引受契約において引き受けることとされている債務の額、履行保証人保証契約において利用者に対して負担することとされている保証債務の額並びに履行保証金信託契約及び履行保証金弁済信託契約に基づき信託されている信託財産の額の合計額を記載すること。特定資金移動業を営む場合は、特定信託口座により管理する金銭の額(その発行する特定信託受益権に係る信託財産の一部を法第2条第9項の債券の保有により運用する場合にあっては、特定信託口座により管理する金銭の額及び報告基準日(第35条の2第1項第2号ホに規定する報告基準日をいう。)における当該債券の時価の総額の合計額)を記載すること。なお、「(第種)」には、資金移動業の種別を記載すること。ただし、特例対象資金移動業(法第58条の2第1項に規定する特例対象資金移動業をいう。以下この様式において同じ。)について一括供託(同条第5項第4号に規定する一括供託をいう。以下この様式において同じ。)をしている場合又は特例対象資金移動業に係る履行保証金保全契約、履行保証金信託契約、履行保証人債務引受契約、履行保証人保証契約若しくは履行保証金弁済信託契約を締結している場合には、当該特例対象資金移動業に係る資金移動業の種別を並べて記載すること。また、二以上の資金移動業の種別を営んでいる場合(その営む全ての資金移動業の種別が特例対象資金移動業である場合を除く。)には、「(第種)」の行を追加して記載すること。
5. 「報告基準日における第三種資金移動業に係る預貯金の額」は、法第45条の2第1項の規定の適用を受けている場合に記載すること。

(第2面)

2. 未達債務の概況

(1) 報告対象期間における為替取引の総取扱件数(件/月ごとに)、総取扱金額及び平均取扱金額(円/月ごとに)

① 総取扱件数

	第1種	第2種	第3種	特定資金移動業	合計
年 月	件	件	件	件	件
年 月	件	件	件	件	件
年 月	件	件	件	件	件

② 総取扱金額

	第1種	第2種	第3種	特定資金移動業	合計
年 月	円	円	円	円	円
年 月	円	円	円	円	円
年 月	円	円	円	円	円

③ 平均取扱金額

	第1種	第2種	第3種	特定資金移動業
年 月	円	円	円	円
年 月	円	円	円	円
年 月	円	円	円	円

(記載上の注意)

1. 報告対象期間における為替取引(特定信託会社にあつては、特定信託為替取引)の総取扱件数、総取扱金額及び平均取扱金額については、為替取引を提供する国又は地域別に区分して記載すること。
 2. 資金移動業のうち電子決済手段の発行による為替取引を行う場合又は特定信託為替取引を行う場合にあつては、電子決済手段の名称ごとに、それぞれ電子決済手段の発行及び償還に区分して記載すること。
 3. 法第2条第10項第4号の委託をした場合にあつては、資金移動業の名称ごとに、それぞれ為替取引(当該委託を受けて電子決済手段等取引業者が行う同号に掲げる行為に係る業務の利用者間の資金の移動に係るものを除く。)に関する債務を負担したものと及び当該為替取引に関し負担する債務の履行を完了したものに区分して記載すること。
 4. 特定信託会社にあつては、「未達債務」を「特定信託受益権の履行等金額の合計額」と読み替えて記載すること。
- (2) 口座を設定する場合にあつては、報告対象期間における口座件数(件/月ごとに)、口座平均残高(円/月ごとに)

① 口座件数

	第1種	第2種	第3種	合 計
年 月	件	件	件	件
年 月	件	件	件	件
年 月	件	件	件	件

② 口座平均残高

	第1種	第2種	第3種
年 月	円	円	円
年 月	円	円	円
年 月	円	円	円

(3) 為替証書等(第29条第2項に規定する為替証書等をいう。)を発行する場合にあっては、報告対象期間における発行枚数及び回収枚数(枚/月ごとに)

① 発行枚数

	第1種	第2種	第3種	合 計
年 月	枚	枚	枚	枚
年 月	枚	枚	枚	枚
年 月	枚	枚	枚	枚

② 回収枚数

	第1種	第2種	第3種	合 計
年 月	枚	枚	枚	枚
年 月	枚	枚	枚	枚
年 月	枚	枚	枚	枚

(第3面)

3. 報告対象期間における特例等の適用状況

(1) 履行保証金の供託等に係る特例の状況

- ① 報告対象期間における一括供託の適用の有無
- ② 一括供託をしている場合(報告対象期間に一括供託をやめた場合も含む。)には、一括供託を開始した日及び特例対象資金移動業に係る資金移動業の種別
- ③ 報告対象期間に一括供託をやめた場合には、一括供託をやめた日

(2) 預貯金等管理方法の状況

- ① 報告対象期間における預貯金等管理方法(法第45条の2第1項第1号に規定する預貯

金等管理方法をいう。以下この様式において同じ。)による管理の有無

② 預貯金等管理方法による管理を行っている場合(報告対象期間に預貯金等管理方法による管理をやめた場合も含む。)には、管理の開始日

③ 報告対象期間に預貯金等管理割合を変更した場合には、変更した日及び変更内容

④ 報告対象期間に預貯金等管理方法による管理をやめた場合には、管理をやめた日

4. 現に供託している履行保証金の内容(供託所名)

イ. 金銭の場合

供託番号	供託者名	供託金	種別	当該種別に係る
				供託金の額
		円	第 種	円

(記載上の注意)

1. 「種別」とは、資金移動業の種別をいい(以下この様式において同じ。),「第 種」には、資金移動業の種別を記載すること。ただし、特例対象資金移動業について一括供託をしている場合には、当該特例対象資金移動業に係る資金移動業の種別を並べて記載すること。

2. 「当該種別に係る供託金の額」は、その営む全ての資金移動業の種別が特例対象資金移動業である場合を除き、「種別」において記載した資金移動業の種別ごとの供託金の額を記載すること。

ロ. 振替国債以外の債券の場合

	供託番号	名称	回記号	番号	枚数	券面額	総額面	評価率
①						円	円	%
②								

	評価額	種別	当該種別に係る
			評価額
①	円	第 種	円
②			

(記載上の注意)

イ. の記載上の注意に準じて記載すること。

ハ. 振替国債の場合

	供託番号	銘 柄	金 額	評 価 率
①			円	%

②				
③				

	評価額	種別	当該種別に係る 評価額
①	円	第 種	円
②			
③			

(記載上の注意)

1. 「振替国債」とは、その権利の帰属が社債等の振替に関する法律の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる国債をいう。
2. イ. の記載上の注意に準じて記載すること。

(第4面)

5. 現に締結している履行保証金保全契約の内容

契約の相手方	契約年月日	契約対象期間	契約金額	種別
			円	

(記載上の注意)

「種別」には、資金移動業の種別を記載すること。ただし、特例対象資金移動業に係る履行保証金保全契約を締結している場合には、当該特例対象資金移動業に係る資金移動業の種別を並べて記載すること。

6. 現に締結している履行保証金信託契約の内容

契約の相手方	契約年月日	契約対象期間	信託財産の額	種別
			円 (年 月 日現在)	

(記載上の注意)

「種別」には、資金移動業の種別を記載すること。ただし、特例対象資金移動業に係る履行保証金信託契約を締結している場合には、当該特例対象資金移動業に係る資金移動業の種別を並べて記載すること。

7. 預貯金等管理方法による管理の状況

銀行等の名称	預貯金等管理割合	預貯金の額
		円 (年 月 日現在)

預貯金等の名義	預貯金等の口座番号その他の 当該預貯金等を特定するための事項

8. 現に締結している履行保証人債務引受契約の内容

契約の相手方	契約年月日	契約対象 期 間	契約金額	種別
			円	

(記載上の注意)

1. 「契約金額」は、履行保証人債務引受契約において、履行保証人適格者が引き受ける為替取引に関する債務の上限額を記載すること。
2. 「種別」には、資金移動業の種別を記載すること。ただし、特例対象資金移動業に係る履行保証人債務引受契約を締結している場合には、当該特例対象資金移動業に係る資金移動業の種別を並べて記載すること。

9. 現に締結されている履行保証人保証契約の内容

履行保証人適格者	委託年月日	契約対象期間	契約金額	種別
			円	

(記載上の注意)

1. 「契約金額」は、履行保証人保証契約の締結の委託に係る契約において、履行保証人適格者が保証する為替取引に関する債務の上限額を記載すること。
2. 「種別」には、資金移動業の種別を記載すること。ただし、特例対象資金移動業に係る履行保証人保証契約を締結している場合には、当該特例対象資金移動業に係る資金移動業の種別を並べて記載すること。

10. 現に締結している履行保証金弁済信託契約の内容

契約の相手方	契約年月日	契約対象期間	信託財産の額	種別

			円 (年 月 日現在)	

(記載上の注意)

「種別」には、資金移動業の種別を記載すること。ただし、特例対象資金移動業に係る履行保証金弁済信託契約を締結している場合には、当該特例対象資金移動業に係る資金移動業の種別を並べて記載すること。

11. 特定信託口座による管理の状況

銀行等の商号又は名称	信託契約により受け入れた金銭の金額	特定信託口座の残高	特定信託口座の名義	特定信託口座の口座番号その他の当該特定信託口座を特定するための事項
	円 (年 月 日 現在)	円 (年 月 日 現在)		

(記載上の注意)

- 第3面及び第4面は、資金移動業者が選択した履行保証金、履行保証金保全契約若しくは履行保証金信託契約の内容又は預貯金等管理方法(特定信託会社にあつては、特定信託口座。2. において同じ。)による管理の状況について記載すること。
- 報告対象期間における要履行保証額の推移、供託金額若しくは信託財産の額又は預貯金等管理方法により管理している金銭の額の推移がわかる書面を第4面の次に添付すること。

12. 特定信託受益権に係る信託契約により受け入れた金銭の一部を法第2条第9項の債券の保有により運用する場合における当該運用の状況

債券の種類	取得日	元本償還日	額面金額	時価
				円 (年 月 日現在)